异屋外広告物条例 てのご案内

屋外広告物とは

※絵、写真など商品やサービス等を 常時または一定の期間継続して、 屋外で公衆に表示される広告物を イメージさせるものも屋外広告物 屋外広告物と言います。

和歌山県屋外広告物条例の目的

屋外広告

な情報手段 物は、身近

街の賑わい 親しまれ を演出する として広く

無秩序に氾 ています。 役割も担っ 外広告物が 一方、屋

致が損なわ の景観や風 濫すると街 屋外広告物

> と景観の保全とのバランスを考慮し 景観形成を推進していきます。 た屋外広告物の規制を行い、良好な 和歌山県では、経済活動への配慮

平成23年度和歌山県屋外広告物条 例の改正について

準も改正されました。 となります。また、広告物の設置基 県内全ての地域において許可が必要 例・規則が改正されました。それま 不要の地域がありましたが、 平成23年10月1日に屋外広告物条 屋外広告物を設置する際、 現在は 許可

屋外広告物のルール

する場合は、市町村長の許可が必要 原則として、県内で広告物を表示

※ただし、自分の敷地内に設置する 外の基準を満たす広告物について 小さな自家用広告物など、 許可は不要です。 適用除

禁止地域

設置が禁止さ広告物の表示・ れています。

みの表示は認められ 基準を満たすものの 定めています。ただ ために、広告物の表 住宅環境を保全する 景観の保全もしくは し、自家用広告物で 示を禁止する地域を な山々や海岸地形 和歌山の自然豊



例:高速道路沿線

許可地域

許可が必要となります。 広告物を表示・設置する際には

物の設置基準を設 特性に応じた広告 それぞれの地域の 類の地域に分け、 定しています。 許可地域を3種

規制 第1種地域 第2種地域 Q

■広告物の設置について

りません。登録を行なっていな 23条違反(50万円以下の罰金 い業者が広告物を設置すること 広告業登録を行なわなくてはな 設置する営業を行う場合、屋外 をした業者に依頼してくださ い。和歌山県内で屋外広告物を 広告物の設置を発注する場 和歌山県で屋外広告業登録 和歌山県屋外広告物条例第

土整備部都市政策課のホー 詳細については和歌山県県 ムページをご覧ください。 和歌山県屋外広告物条例の

html prefg/080900/index. wakayama.lg.jp/ http://www.pref.

問い合わせ 吉備庁舎建設課 52-7822 52-2111

9